

令和3年度公金管理運用計画

令和3年4月

港区会計室

港区公金管理運用方針（平成 14 年 6 月 13 日付 14 港収第 64 号）に基づき、令和 3 年度港区公金管理運用計画を次のとおり定めます。

1 区を取り巻く経済・金融動向と公金管理運用計画の考え方

令和 3 年 1 月 18 日に閣議決定された「令和 3 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」では、令和 2 年度の経済動向については、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」、令和 2 年度第 1 次・第 2 次補正予算の効果も相まって、持ち直しの動きがみられる。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復道半ばである、としています。

こうした中、政府は、感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（以下「総合経済対策」という。）を策定し、また、令和 2 年度第 3 次補正予算を編成した。また、1 月からの感染拡大に対しては、緊急事態宣言に基づいて感染拡大を抑えることを最優先に対策を徹底し、経済への影響に対しては、令和 2 年度第 3 次補正予算の着実な執行とともに予備費も活用して支援策を講じていく、としています。

今後については、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、引き続き持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、内外の感染症拡大による影響が国内経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある、としています。

物価の動向をみると、原油価格下落等により、消費者物価（総合）は前年比でマイナスとなっている。この結果、令和 2 年度の実質国内総生産（実質 GDP）成長率は▲5.2%程度、名目国内総生産（名目 GDP）成長率は▲4.2%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）変化率は▲0.6%程度と見込まれる、としています。

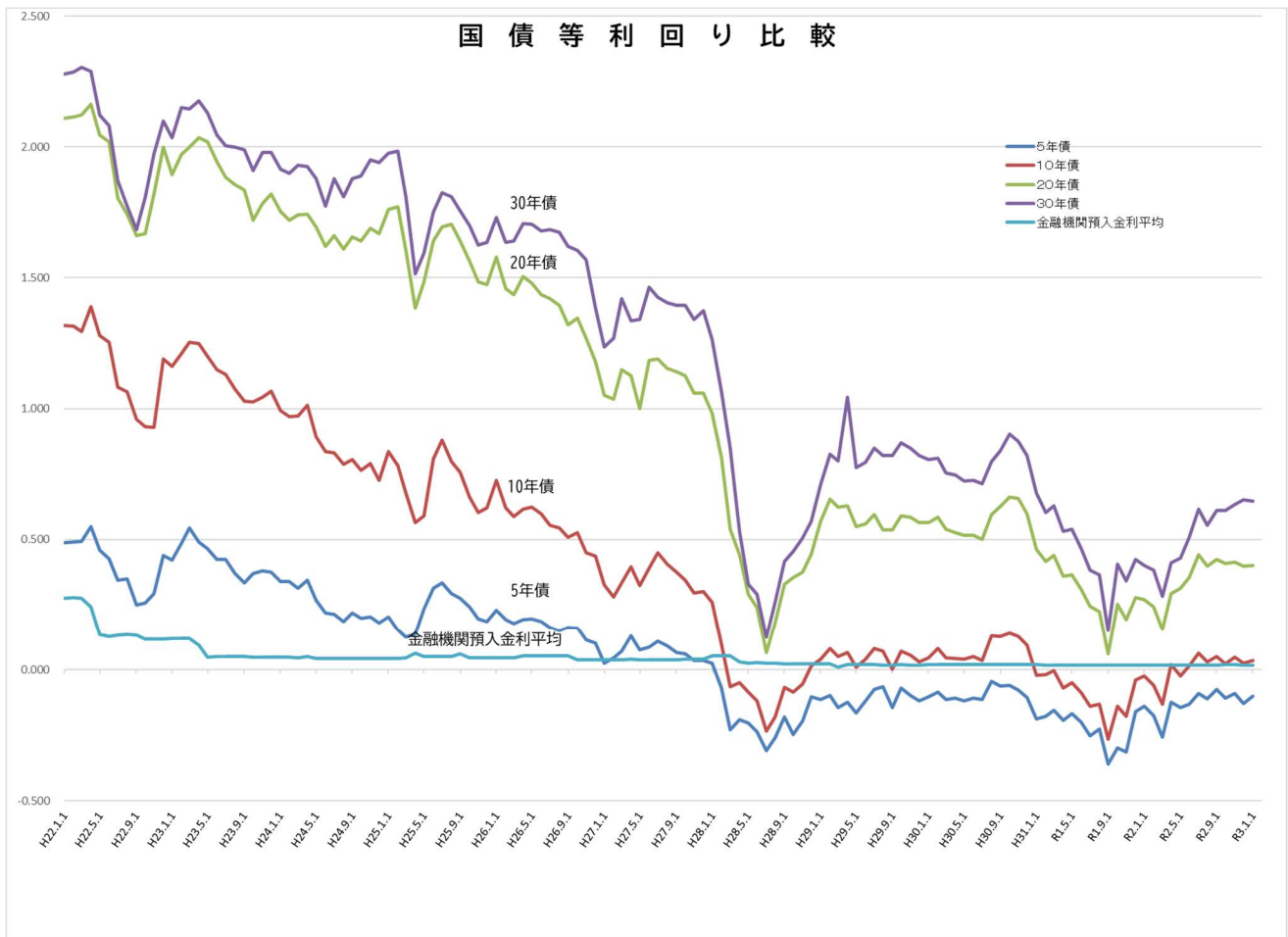
令和 3 年度の経済見通しについては、「総合経済対策」を円滑かつ着実に実施すること等により、令和 3 年度の実質 GDP 成長率は 4.0%程度、名目 GDP 成長率は 4.4%程度と見込まれ、年度中には経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれる。ただし、引き続き感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある、としています。

令和 3 年 1 月 22 日に日本銀行が発表した、経済・物価情勢の展望（展望リポー

ト)では、わが国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に和らいでいくもとで、改善基調を辿るとみられるが、感染症への警戒感が続くなかで、そのペースは緩やかなものにとどまると考えられる。特に、当面は、感染症の再拡大の影響から、対面型サービス消費を中心に下押し圧力の強い状態が続くとみられる。その後、世界的に感染症の影響が収束していけば、海外経済が着実な成長経路に復していくもとで、わが国経済はさらに改善が続けると予想される、としています。先行きの物価の展望は、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、当面、感染症や既往の原油価格下落、Go Toトラベル事業の影響などを受けて、マイナスで推移するとみられる。その後、経済の改善に伴い物価への下押し圧力は次第に減衰していくことや、原油価格下落の影響などが剥落していくことから、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、プラスに転じていき、徐々に上昇率を高めていくと考えられる、としています。一方で、こうした先行きの見通しについては、感染症の帰趨やそれが内外経済に与える影響の大きさによって変わり得るため、不透明感がきわめて強い。リスクバランスは、経済・物価のいずれの見通しについても、感染症の影響を中心に、下振れリスクの方が大きい。としています。また、金融政策運営については、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する、としています。このことから消費者物価の前年比はプラスに転じ徐々に上昇率を高めていくと考えられるものの、新型コロナウイルス感染症による経済への影響やワクチンの普及のペースやその効果によってはなお、不確実性があることから、これまで同様、国内金利は極めて低い水準で推移するとみられ、運用難の状況が続くことが予想されます。

港区も会場となっている、7月開催予定の、延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会についても、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が、ワクチン接種が開始されたことにより収束していくと思われるものの、現時点では、そのペースによっては、人の移動をはじめとして、安全性の確保などの課題から、依然、不透明な状況であり、その開催方法によっては、今後の地域経済の回復に対する影響も予想されます。

図1 過去10年の金利推移（平成22年1月～令和3年1月）



今後の経済見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響により、きわめて不確実性が大きく、感染症の流行がどのように展開していくかについては、非常に不透明であることから、感染症の影響が収束するまでは、上振れないし下振れの可能性に注意が必要であり、引き続き、日本銀行の金融政策を注視しつつ、安全性を第一に公金の管理・運用を行うことが求められます。

これまで増加を続けていた港区の人口は、コロナ禍以前の長期的な増加傾向から令和2年春の緊急事態宣言以降、新型コロナウイルス感染症に起因すると思われる減少傾向が続いています。しかしながら、今後、ワクチン接種の普及により新型コロナウイルス感染症の拡大が抑えられ、経済状況の回復とともに人口は増加していくことも想定されます。このように先行きが不透明な中、区では、新たな日常に対応するために更なるデジタル化を進めるとともに、これまでと同様に施設整備を行い、また、今後起こりうる大規模災害や新型インフルエンザ対策も含めた施策による、誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区の実現に向けた取組等を着実に推進する資金計画も求められます。

そこで、令和３年度の公金の管理・運用においては、「港区公金管理運用方針」を基本としつつ、計画的な基金の積み増しや事業実施に必要な資金を確保しつつ、安全性を十分に考慮したうえで、金融情勢を見極めた運用が可能な計画として策定します。

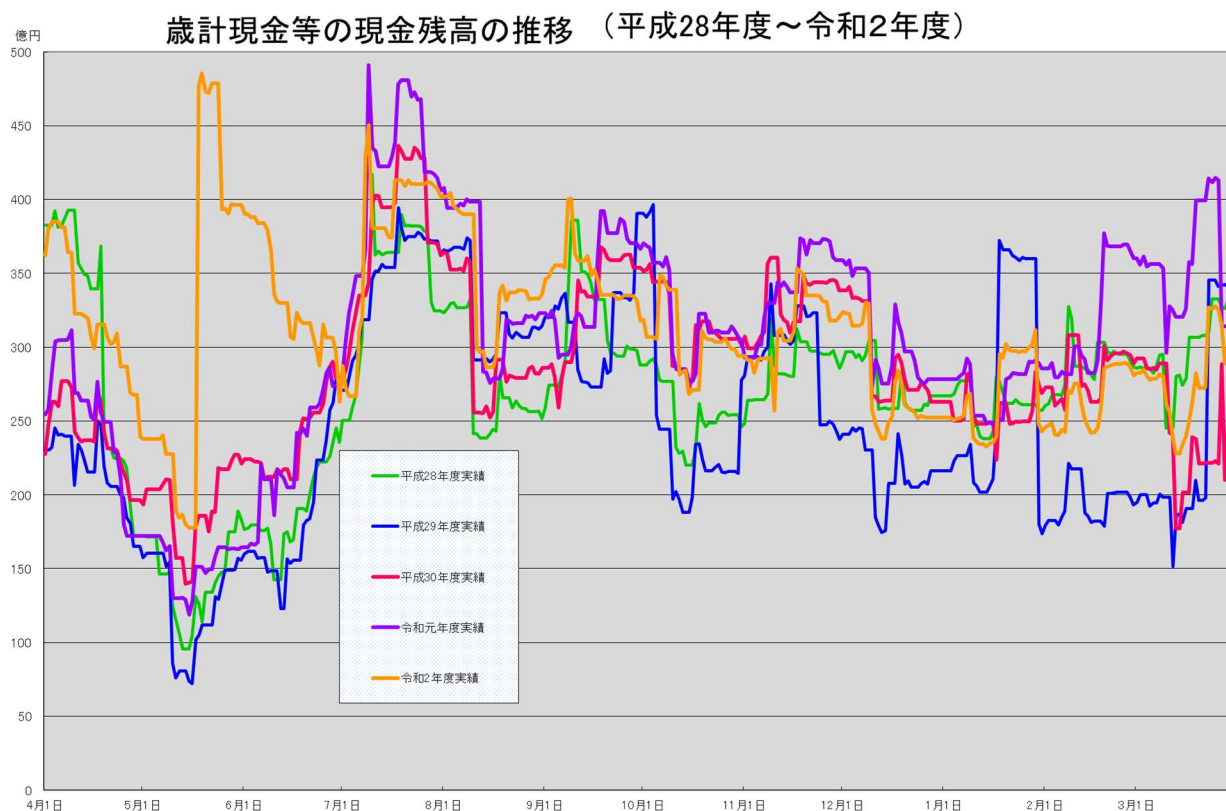
２ 歳計現金の管理運用

(1) 資金収支の見通し

例年、特別区税や国民健康保険料等の収納時期などの関係上、４月から６月にかけては一時的に資金に余裕がないため、年度当初は前年度会計や基金からの繰替え運用を行っています。７月以降は特別区税収入等により大幅に収入が増加し、以降は収支が安定します。

令和３年度の資金収支の状況は、新型コロナウイルス感染症対策による活動の自粛・抑制に伴う経済の低迷や収入の減少から、住民税等の収入の減少が予想されます。そのため、令和３年度においては、例年同様、基金等の繰替え運用による資金手当てのほか、基金の繰入時期の前倒し等あらゆる手法で年度当初の歳計現金の確保に努めるとともに、その後の特別区税収入等の収入が支出を上回る時期が遅れることも想定して、資金の確保に努めます。

図2 歳計現金等¹の現金残高の推移



1) 歳計現金等とは、「歳計現金」（一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療会計、介護保険会計）、「歳入歳出外現金」「公共用地買収基金」「国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金」の総称。

※「国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金」は平成30年度で廃止。

(2) 歳計現金管理運用計画

歳計現金は、地方自治法第235条の4において「最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。」とされ、地方自治法施行令第168条の6で「指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。」と定められています。

歳計現金は、基本的に支払準備金であることから、支払に支障をきたすことのないように細心の注意を払うとともに、支払準備金に支障のない限り適時適正に預金による運用の利益を図ることとします。

① 支払準備金の保管

日々の支払に備えるための支払準備金は、安全性と流動性を確保するため指定金融機関の当座預金、普通預金で保管します。

② 余裕資金の運用

収支計画に基づいた支払準備金に支障のない余裕資金は、安全性を前提に効率的な運用を行うことと併せ、緊急の支払いの為の解約などに速やかな対応ができるよう、指定金融機関の定期性預金で保管・運用します。

歳計現金等の5か年の平均残高と平均利回り

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
平均残高	27,157	24,867	28,473	30,645	31,961
平均利回り (年利)	0.008%	0.003%	0.005%	0.005%	0.001%

1) 歳計現金等

現金の種類

ア 歳入歳出に属する現金（歳計現金）〔地方自治法第235条の4①〕

一会計年度における一切の収入又は支出に係る現金のこと

イ 歳入歳出外現金〔地方自治法第235条の4③〕

普通地方公共団体の占有には属するが、その所有権自体は、当該地方公共団体以外の者に属する現金

ウ 一時借入金〔地方自治法第235条の3〕

既定の歳出予算内の支出現金の不足を補うために普通地方公共団体の長が借り入れる現金

エ 基金に属する現金〔地方自治法第241条〕

普通地方公共団体が特定の目的のために財産を維持管理する目的で設置されるもの（基金）に属する現金

3 基金（積立基金）の管理運用

(1) 基金残高の見通し

港区財政運営方針にもとづき計画的に積み立てている「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金」は、新型インフルエンザ等感染症に対応する「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金（略称、震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防

止基金)」に改めるとともに、40 億円を積み立てたことから、令和 2 年度末の残高は 800 億円となりました。

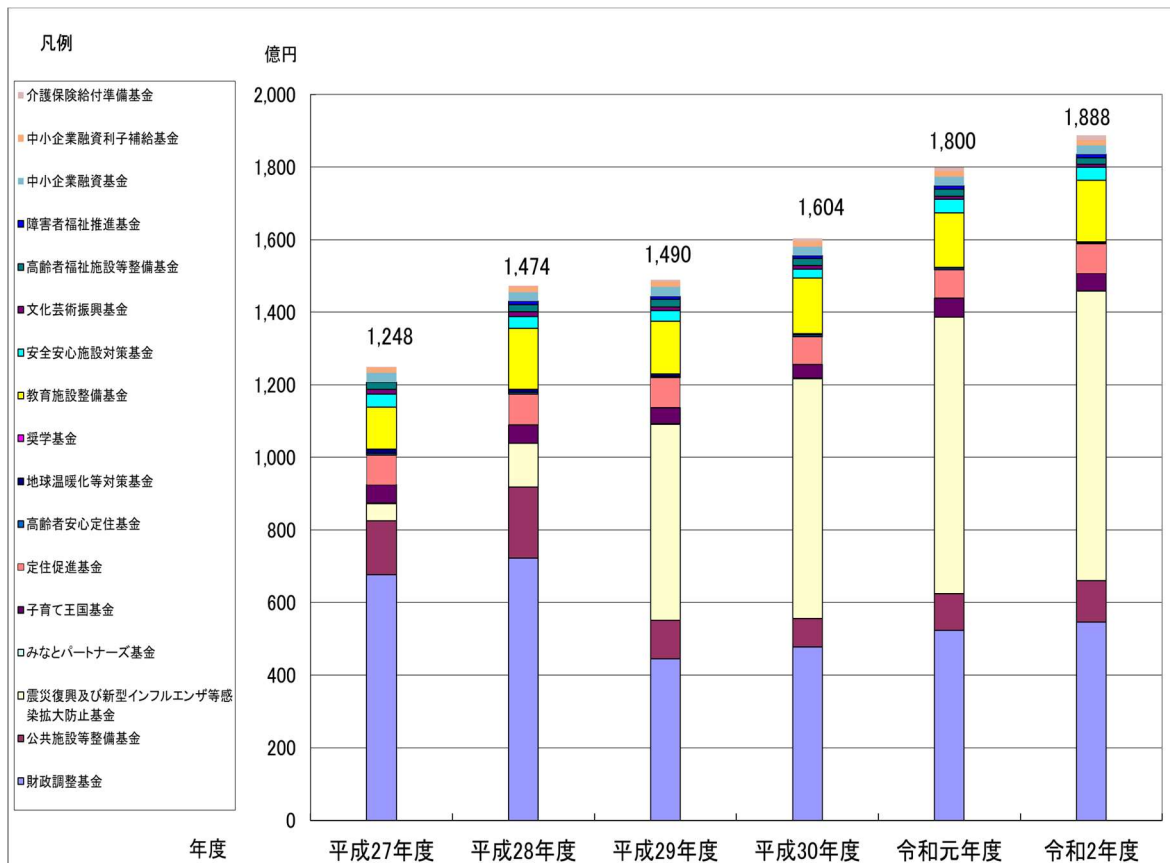
また、財政調整基金は令和 2 年度歳計剰余金の積立が約 44 億円、教育施設整備基金に 30 億円、奨学基金に約 1,800 万円、定住促進基金に約 10 億円、文化芸術振興基金に約 124 万円、みなとパートナーズ基金に約 1,200 万円、公共施設等整備基金に約 18 億円、介護保険給付準備基金に約 5 億を積み増し、一方で財政調整基金から約 21 億円、震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金から約 3 億円の取崩しを含む総額約 60 億円の取崩しを行ったため、令和 2 年度末の基金残高は約 1,890 億円となりました。

基金の 5 か年の平均残高と平均利回り

(単位：百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
平均残高	131,522	149,652	152,130	165,725	181,019
平均利回り (年利)	0.071%	0.065%	0.060%	0.055%	0.053%

図3 基金の5か年の年度末残高の推移



(2) 基金管理運用計画

① 基金の一括運用

港区公金管理運用方針に基づき、一括運用が可能な基金については、スケールメリットを活かした効率的な一括運用を継続して行います。

② 運用方法

安全性に留意しながら流動性を確保するための預金による短期的な運用と、安全性を確保しつつ少しでも高い効率性・収益性も重視した債券での長期的な運用を組み合わせ、安全でかつ安定的な収益を確保する運用方法を目指します。なお、我が国の金融市場では、日本銀行の金融政策により、金融機関に預けられる金額に制約を受けること、国債・地方債がマイナスまたは極めて低い利回りとなっていること、それらの理由により債券での運用が増加しており、近年希望した量の購入が困難であるため、令和2年度から行っている10年までの債券の購入を、令和3年度も継続し、効率的かつ効果的な運用を行います。

また、令和2年12月10日に公布された「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金条例（略称、震災

復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金)」については、震災後の復旧・復興のほか、新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定に要する経費の財源に充てるために必要な経費として、発災・発生直後から使用できるよう流動性確保の観点から預金にて運用します。

具体的な運用方針としては、基金残高や過去の基金の繰入状況、港区基本計画・実施計画に基づく事業等に必要な経費を考慮し、関係所属とも協議の上、基金総額の2分の1を上回らない700～850億円程度を債券により運用することとします。

預金・債券による運用割合

年度	預 金			債 券		
	運用割合	運用額	利 率	運用割合	運用額	利回り
平成 29 年度	61%	912 億円	0.019%	39%	578 億円	0.148%
平成 30 年度	50%	807 億円	0.031%	50%	797 億円	0.095%
令和元年度	51%	882 億円	0.027%	49%	838 億円	0.084%
令和 2 年度	55%	1,036 億円	0.025%	45%	852 億円	0.084%
令和 3 年度 (予定)	50%	850 億円	0.020%	50%	850 億円	0.080%

* 債券による運用は、一括運用の対象とならない基金（金融機関へ預託して運用している「中小企業融資基金」及び「中小企業融資利子補給基金」、短期間での取り崩しを予定している「介護保険給付準備基金」）を除いています。

債券による運用は、公金管理運用方針の「原則各積立基金の設置目的及び積立て並びに取崩しの計画等を勘案して、5年を上限に運用することができることとする」とする規定に基づき、償還期間5年のラダー型ポートフォリオ²を基本としています。しかし、平成28年2月にマイナス金利付き量的・質的緩和政策が導入されて以降続く金利の低下により、市場ではより自由度のある5年以下の短期債券の需要が強くなる傾向となっています。その結果として、5年の債券での運用は収益率低下に加え、債券購入そのものが困難な場合が多くなっていること

から、令和2年度からの債券運用は収益性、発行量の点から償還期間5年に加え、償還期間10年のラダー型ポートフォリオの2本立てで運用しています。これにより、計画的な債権の購入と一定の収益性が確保されました。

日本銀行は、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を推進しており、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、安定的に持続するために必要な時期まで、これを継続するとしています。そのため令和3年度においても金利は低い状況が継続する見込みです。このような日本銀行による金融政策及び市場の金利状況、また債券発行の条件等を勘案し、令和3年度については、公金管理運用方針に基づき、年度内に償還される107億円を含めた、110～120億円程度を新たに調達します。その内、10億円程度については10年程度の債券での調達を可能とします。なお、運用にあたっては、「港区公金管理運用方針」に基づき商品の選定を行い、安全性を確保します。

2) **ラダー型ポートフォリオ**：毎年償還となる金額が一定となるように債券を保有し、償還分を再投資することにより、満期構成を維持する運用です。

毎年一定額の債券を購入するため、金利変動を長期的に中立化でき、平均的な利益をあげられる特徴があります。

③ 預金による運用の考え方

(ア) 港区公金管理運用方針に基づき期間1年の定期性預金³で運用します。

(イ) 預入先は、引合い（入札）方式により決定することを基本とします。引合い対象とする金融機関は、経営の安定した健全な金融機関を前提として、区との連携や地域への貢献度等にも配慮します。

(ウ) 港区公金管理運用方針に定める「港区金融機関選別基準」に基づく評価の結果により、ペイオフのリスクを避ける必要があると判断される場合は、決済用預金⁴とします。

3) 定期性預金には、中途解約できる大口定期と、中途解約できない譲渡性預金があります。

4) **決済用預金**：無利息の普通預金と当座預金のことで、預金保険法が定める「決済用預金」で、預金保険制度により全額補償されます。

基金残高（対前年度比較）

（単位：円）

	基 金 名	平成元年度末残高	令和２年度末残高
一括運用の対象とする基金	みなとパートナーズ基金	93,509,385	103,613,082
	文化芸術振興基金	859,104,372	776,736,149
	震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金	76,085,158,007	79,781,105,007
	高齢者安心定住基金	426,289,000	412,950,000
	高齢者福祉施設等整備基金	1,907,925,479	1,842,021,261
	定住促進基金	7,826,934,177	8,094,430,177
	地球温暖化等対策基金	210,314,094	113,405,611
	子育て王国基金	5,206,588,916	4,832,884,916
	財政調整基金	52,291,379,436	54,578,647,748
	公共施設等整備基金	10,226,679,000	11,450,101,000
	安全安心施設対策基金	3,736,719,393	3,566,897,393
	奨学基金	23,447,500	41,062,500
	教育施設整備基金	14,992,614,330	16,995,303,330
	障害者福祉推進基金	994,373,743	900,933,743
個別運用する基金	中小企業融資基金	2,500,000,000	2,500,000,000
	中小企業融資利子補給基金	1,530,656,668	1,530,796,562
	介護保険給付準備基金	1,059,536,241	1,244,564,658
	合 計	179,971,229,741	188,765,453,137

＊ 一括運用の対象については、金融機関へ預託して運用している中小企業融資基金及び中小企業融資利子補給基金並びに短期間での取り崩しを予定している介護保険給付準備基金を除いています。